

## 地域密着型通所介護説明会 Q&A

問1 平成28年3月31日以前の既存利用者とは、事業者と契約をしている利用者ではなく、契約し尚且つ3月中に利用があった利用者との解釈でよろしいか。3月、入院等により利用が無かった利用者は4月以降利用できるのか。

(答) 平成28年3月31日までに契約を交わしている利用者であればみなし指定の対象となり、4月以降の利用は可能です。ただし、3月中に利用が無い被保険者の請求に関しては4月以降返戻になる可能性がありますのでご了承ください。

問2 他市の利用者を協議していただく際の手順を教えてください。また、他市の利用者について協議にて承認が下りる時の条件は如何。

(答) 当該事業所において本市以外の被保険者を利用させる場合、事業所内で、その者が、区域外利用を認めるにやむを得ない事情があるか否か、地域密着型サービスの趣旨を大きく外れてはいないかを、総合的かつ十分に検討ください。その上で、必要であると判断される場合には、本市と事前に協議してください。本市において、当該利用がやむを得ないものであるか否かを判断します(やむを得ない事情参照)。

次に、本市としてやむを得ない事情があると判断した場合においては、当該利用者のケアマネジャー、家族及び事業所から理由書の提出を求めます。また、事業所においては、利用者の保険者である市町村の担当課と協議し、当該市町村の手続きに従い、指定申請を行ってください。

### <やむを得ない事情>

1. 家族、同居者による虐待等。
2. 利用希望者の区域内において、希望する地域密着型サービスを提供する事業所がない場合、若しくは、当該サービスを提供する事業所の利用定員に長期間にわたり空きがない場合。
3. 当市に家族等が居住している他市町村被保険者が区域内事業所の利用を希望する場合において、明らかに継続的な家族からの支援が必要であると認められる場合等。

\*なお、上記のやむを得ない事情はあくまでも参考であり、該当している場合であっても、本市において必ずしも同意するものではないことにご留意ください。

問3 地域密着型サービスの特色として、原則として、当該市町村の被保険者の利用者のみが保険給付の対象とあるが、原則があると例外も考えられるが、具体的なケースがあれば知りたい。

(答) 問2のやむを得ない事情を参照してください。

問4 地域密着型サービスの特色として、市町村が作成する高齢者福祉計画・介護保険事業計画に定める日常生活圏域毎の必要利用定員総数を超える場合、市町村は指定を行わないことができるかとあるが、市町村が指定を行わない場合に、その優先される要因は何か。

(答) 介護保険法第78条の13に規定する公募により事業所を指定することができるのは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及びその他厚生労働省令で定めるものであり、地域密着型通所介護については位置付けられていません。よって通常の指定申請手続きによる指定となります。

問5 地域密着型サービスの特色として、市町村が事業所の指定又は指定拒否、指定基準又は介護報酬の変更を行うにあたっては、地域密着型サービス運営委員会の意見を聞かなければならないとあるが、地域密着型運営委員会の構成は如何。

(答) 名取市地域密着型サービス運営委員会設置要綱をご参照ください。

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- (4) 保健・医療・福祉関係者
- (5) 学識経験者

問6 運営推進会議を行う上で、会議構成員を決める予定だが、何名以上等明確な決まり事はあるか。また、何割以上の出席率を以て会議が行われたことになるのか。

(答) 会議構成員の人数及び出席率に明確な決まりはありません。しかし、構成員の全てが出席するのが望ましく、やむを得ず欠席された委員には会議録等を以て説明するなどの対応は必要と思われまます。

問7 地域密着型通所介護の基準として引用すべきは「平成18年3月14日厚生労働省令第34号」又は「平成28年2月5日厚生労働省令第14号」のいずれか。または、別にあるのか。

(答) 運営規程、重要事項説明書の文中に法令を引用している場合、省令ではなく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を引用してください。

名取市において平成29年3月31日までに指定基準の条例(名取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例)を制定施行する予定ですので、それまでの間については、厚生労働省令で定める基準を適用することになります。

問8 自己評価及び外部評価の実施義務について、既存の地域密着型サービスにおいては、自己評価及び外部評価が義務付けられているようだが、今般の地域密着型通所介護においては如何に。宮城県HPでは“「外部評価」は義務付けられない予定です。”とある。

(答) 地域密着型通所介護に外部評価は義務付けられておりません。(自己評価とはこの外部評価を行う際に行うものなのでいずれも義務付けられておりません。)

問9 平成28年4月から地域密着型通所介護となる事業所は、要介護で名取市の被保険者及び名取市に住民票のある住所地特例者のみが利用の対象となるのか。

(答) お見込のとおりです。